

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和元年6月21日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和元年6月21日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認

- 2 一般報告・その他報告事項
学校運営協議会の設置等について
小学校給食での米飯の提供の中止について

- 3 請願等審査
受理番号7 教科書採択手続きおよびその運用に関する要望書

- 4 審議案件
教委第9号議案 横浜市立図書館規則の一部改正について
教委第10号議案 教職員の人事について

- 5 その他

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。5月10日の会議録の署名者は大場委員と間野委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、5月24日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

【一般報告】

1 市会関係

○5/29 こども青少年・教育委員会

○6/4 本会議（第3日）議案議決

小椋教育次長

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、5月29日に、こども青少年・教育委員会が開催され、教育委員会関係の審議が行われました。議案として、「横浜市立学校条例の一部改正」についての審議が行われました。請願審査として、「横浜市立中学校における給食実施を求める決議について」ほか、1件の審査が行われました。また、報告事項として、「平成30年度いじめ重大事態に関する再発防止策の取り組み状況について」ほか、1件の報告をさせていただきました。

6月4日には、本会議第3日目が開催され、議案が議決されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○6/2 令和元年度横浜開港記念式典

○6/3 令和元年度第1回指定都市教育委員会協議会

(2) 報告事項

○学校運営協議会の設置等について

○小学校給食での米飯の提供の中止について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、6月2日に、令和元年度横浜開港記念式典が横浜みなとみらいホールで行われ、宮内委員、中村委員が出席されました。

また、6月3日に、令和元年度第1回指定都市教育委員会協議会が北海道札幌市で開催され、鯉渕教育長が出席いたしました。協議会では、国に対する要望事項等について協議いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点、報告させていただきます。まず、1点目ですが、学校運営協議会の設置等について。次に、2点目ですが、

小学校給食での米飯の提供の中止について、報告させていただきます。
私からの報告は以上です。

鯉淵教育長 報告が終了いたしました。何か御質問等はございますか。

森委員 御報告ありがとうございます。今の（１）の主な会議等の中で、第１回指定都市教育委員会協議会があって、国に対する要望事項について議論されたということでしたけれども、どんなことが議論されたのか、簡単に教えていただけますでしょうか。

齊藤総務課長 総務課の齊藤でございます。今、御質問のございました指定都市教育委員会協議会での主な議題でございますけれども、要望事項が15ほどございました。これをこの数か月の間、各指定都市の間で札幌市が幹事市となって、どういった要望をしていくかということ調整してまいりました。順に申し上げますと、教職員配置の充実改善、学校における働き方改革の推進、教員の資質向上等の充実、義務教育施設等の整備促進、学校給食及び食に関する指導の充実、特別支援教育の振興、学校教育の振興充実、幼児教育の充実促進、学校・家庭・地域の連携の推進、人権教育の推進、生涯学習の振興、社会教育・社会体育の振興、地域文化の振興、文化財の保護、いじめ防止対策推進法の改正及び国の組織設置、以上15点でございます。

森委員 ありがとうございます。一番最初は、教職員の。

齊藤総務課長 教職員配置の充実改善でございます。

森委員 これはどういったこととして議論されたのでしょうか。

齊藤総務課長 新学習指導要領に基づく教育活動を着実に実施するというのがこのタイミングとしてございますので、教職員定数の改善が不可欠であるということが一番大きな認識でございます。小学校２年生での35人学級の法制化に向けた検討という動きはございますけれども、それにとどまらず小学校６年生まで、また中学校に係る学級人数の標準の改定ということについても順次進めて欲しいということでもございました。

森委員 では、この場ではいろいろな政令都市の皆さんが同じような問題意識を持って集まって、議論をしていて、特に教職員の配置の充実みたいなことは大きなトピックだと思いますが、それについて国へ共に要望を出したということですね。

齊藤総務課長 これから出すという話し合いをしたということでございます。

森委員 失礼しました。これからそれを出すということですね。

齊藤総務課長 はい。

森委員 分かりました。ありがとうございます。

大場委員 関連して、たまたま去年と一昨年は私が教育長の代わりでこの会議に出させて

もらいました。来年はちょうど横浜が当番市です。今、森委員が言われてそうだなと。こう言うと怒られてしまいますが、要望行動が少し形骸化している嫌いがあるので、横浜が当番のときに、少し大胆に、いつもこの教育委員会会議で議論が出ているような事項についても、指定都市間の共有をしながら、大きな歩みを取れば良いと思います。今は政令指定都市が20市になって、お互いに共通項を整理してそぎ落としていくと、なかなかタイムリーというか、ポイントを絞った項目ができない嫌いがあります。これも当番で札幌市が文科省等へ要請することになるわけですが、横浜市は横浜市で市長を先頭に、市長部局と一緒に独自で毎年要望行動をやっていますから、この教育委員会会議でいろいろと出た項目などは多分事務局が整理して、市の要望項目の中で強調して伝えているだろうと思います。若干、指定都市全部が足並みをそろえなければいけないということでの難しさが現実としてあるなど私は感じました。ただ、来年は当番市になるということですから、何か動きを起こすにはいいときではないかという気がしましたので、参考で申し上げました。

間野委員

要望項目の具体的なことについての質問です。教科書採択に際して、なるべく多くの市民や教員の皆さんに教科書見本を見ていただきたいと我々は常々話しているわけです。そのためにPDFとしてデジタル化したら、多くの人が目にすることができるということを議論しています。実際には個別に交渉していただいているのですが、20の都市がまとまらなくても、そういうことでちゃんと声を上げて、ほかの19の政令市には伝えてあるのでしょうか。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。今、間野委員からもありましたが、独自でも文科省のほうに申し入れをしていますし、政令市の間でもやり取りをしながら、なるべく多くの見本本をいただく中で、多くの方たちに見ていただくというような動きについてはさせていただいています。ただ、なかなかすぐに増やしましょうという形には、現在はなっていないということでございます。

間野委員

20政令市の中でも、この件については温度差があるということでしょうか。つまり、現状のままでいいということと、我々みたいにPDFにして、市民の方々、多くの教員の方々も見本本をさっと見られるようにしたほうが良いということに対して、必ずしも20市での同意は得にくいことなのではないでしょうか。

直井学校教育
企画部長

共通して様々なところで見ていただく中で進めていきたいということについては、概ね共有はされているのではないかと思います。ただ、その中で紙ベースでやっていくことが現在の主流ということに対して、PDF化するか電子化していくということについてのハードルの高さという部分について、それをみんなで一緒に越えていきたいと思いますというような状況にはまだなっていないと考えています。

間野委員

分かりました。ありがとうございます。

宮内委員

今、大場委員がおっしゃったことをぜひ具現化していただきたいと思っております。私も様々な機会を通じて、日本の初等中等教育の劣化を憂いていることを政府の方たちにも申し上げております。しかるに、余り改善が行われていない。先般も申しましたが、公立の初等中等教育の教員試験の倍率が低下の一途をたどっていることによって、量も質も確保できないのではないかと危惧しております。

す。これは全国共通の問題だと思えます。

また、ICT教育、AIについてのリテラシーが異常に低い。これも国家的な問題ですが、国家が余り真剣に取り組んでいません。そうならば、地方の、現場を一番よく知っている私たちが議論を喚起するという使命があると思っておりま
す。議題が尽きることはありませんが、ぜひこういうことを機会に横浜として日本
の教育改革に資するような提言を真剣にやっていくべきだと考えております。
ぜひ事務局の方々の活躍を期待しております。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

森委員

今、去年の状況などもいろいろと教えていただいて思ったこととしまして、教
職員の配置の充実ということは今までもずっと伝えていただいていると聞してい
るのですが、来年を一つの契機として、やはりその伝え方を変えていったり、そ
のかわりに工夫できることをセットで伝えることも大事だろうと思っています。
そのときに、制度を作るときのパブリックコメントみたいに、子供たちが今どん
な状況なのかということがたくさんの方が書いて出してくださったと思います。
ああいった声をしっかりと届けるということもアイデアの一つに入れていただき
まして、ほかの政令都市でも同じような状況が起きているかと思えますので、誰
がどのように困っているのかということ工夫して伝えていけるよう、それに向
けて準備していただけたらと思えました。以上です。

中村委員

森委員が今おっしゃったことに本当に賛成です。働き方改革とって、いろい
ろな手は打っていますけれども、やはり根本は教職員定数をいかにして増やすか
ということだと思います。ずっと長らくいろいろと言ってはきても、やはり子供
の数が減ってくるから、教職員の数が余り増えてこないというような現実もあり
ますので、同じような提案を続けるということではなく、どうしたら届くような
提案ができるかということが大事ではないかと思っています。

それからもう一つ、来年度からプログラミング教育が始まりますが、全てパソ
コンを使うことがプログラミング教育ではないとはいえ、環境整備はとても大事
だと思います。それも各自治体にお任せということではなく、予算化しましたと
いっても全国津々浦々に行き渡るまでには非常に薄くなってしまいますので、そ
ういう意味での環境整備ということもぜひ訴えていきたいと思えます。お願いし
ます。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。他に御質問がなければ、学校運営協議会の設置等につい
て、所管課から御報告いたします。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。それでは、学校運営協議会について、
報告させていただきます。4月1日付で新規設置をした学校運営協議会につい
て、平成30年度の実施報告についてでございます。それでは、A4判1枚の資料
がございますので、御覧いただきたいと思えます。学校支援・地域連携課長の勝
俣より御説明させていただきます。

勝俣学校支
援・地域連携
課長

学校支援・地域連携課長の勝俣です。学校運営協議会は、地域、保護者の方と
学校が目標を共有して、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みで
す。

では、1点目の新設設置した学校運営協議会の御報告です。平成31年4月1

日、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、学校運営協議会の設置と委員の任命をいたしました。お手元の資料、「学校運営協議会の設置等について」の「1 学校運営協議会新規設置校」のところを御覧ください。平成31年4月1日の新規設置校は26校で、22の学校運営協議会となります。新規設置校一覧の右下の小田中学校ブロックは、既に小田小学校に学校運営協議会が設置されており、今回はブロックによる合同協議会となったため、今回設置の協議会数は22協議会となります。26校の内訳は、小学校が21校、中学校が4校、特別支援学校が1校でございます。これによって、学校運営協議会を設置している学校の累計は210校となり、協議会の数は171協議会となります。全ての協議会の委員の任期は平成31年4月1日から令和2年3月31日までとなります。

続きまして、2点目、平成30年度の報告をいたします。資料の下段の「2 平成30年度の報告」のところを御覧ください。この資料は、各学校運営協議会から提出されました実施報告書から作成しております。報告書から多くの成果が見られましたので、成果の主な内容について、御説明いたします。

まず、表の一番上、「連携・協働の推進」につきましては、96.6%とほぼ全ての学校から成果があったと報告されました。主な内容といたしましては、「自校と地域の連携を深めるだけでなく、広く小中ブロックの範囲で学校と地域が連携を深めることにつながった」等となっております。

次に、2番目の「学校の運営改善」に成果があったという報告が、84.4%の学校からありました。主な内容としては、「学校の課題（放課後や土曜日の学習支援、留守番電話の活用、教科分担制、部活動の在り方、行事や日課表の見直し等）の解決に学校運営協議会から協力や理解が得られた」等となっております。

次に、「児童生徒の育成」に成果があったという報告が、82.3%の学校からありました。主な内容としましては、「学校の教育活動の充実（キャリア教育、特色ある教育活動の推進）が図られ、子供たちの学びにつながった」等となっております。

次に、「学校関係者評価の活用」に成果があったという報告が、73.5%の学校からありました。主な内容としましては、「実際に子供の姿を見て学校関係者評価に適切に関わり、学校運営のPDCAサイクルが充実した」等となっております。

その他の成果といたしましては、「運営協議会委員に、学校の課題解決に必要な専門家（福祉関係者、弁護士など）がいることで、様々な視点での意見が得られた」ということなどがございました。

これらの成果から、学校運営協議会の制度が有効なものと考えております。平成29年4月の法制度改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことも踏まえ、横浜市では令和4年度末までに横浜市立の全校に学校運営協議会を設置することを目標としていますので、今後とも引き続き積極的に設置を推進してまいります。御報告は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

大場委員

一点だけ。平成30年度の3段目の「児童生徒の育成」という中で、いじめについて学校運営協議会の委員が直接子供たちに講演を行ったと。こういう面で運営協議会の委員の方にも関わってもらって結構なことだと思いますが、これは何校ぐらいであったのですか。1校だけですか。

石澤学校支援・地域連携課主任指導主事	学校支援・地域連携課の石澤と申します。具体的にいじめのというのは1校から報告がございますが、様々な形で委員の皆様と児童生徒の関わりを持っている協議会の活動がございます。
大場委員	ありがとうございます。それともう一つ、連携・協働の推進が96%であったり、それぞれ高い数値です。逆に、学校運営協議会があるけれども、成果が一向に上がらないという。一向にと言うとお叱りを受けますが。多分、校長先生の立場にとっても、学校運営協議会の人たちを選出して、皆さんの気持ちの方向をそろえて協議会の運営をしていくというのは結構大変なことだろうと思います。逆に成果よりも、むしろ運営することの大変さという声がここに隠れていそうな気が、私は勝手にしているのですが、その辺で何かコメントがあったら教えていただければと思います。
石澤学校支援・地域連携課主任指導主事	学校運営協議会自体の委員さんが地域でも様々に活躍されていらっしゃる方だったりすると、やはり忙しいというようなことで、なかなか協議会に出席する時間が取れないというようなお声を伺うことはございます。あと、協議会自体がやはり形骸化まではいかないにしても、有意義な学校の課題解決に即結び付くようなアイデア、御意見がなかなか得られないというようなケースも多少あると伺っております。以上です。
大場委員	もう一点だけ。平均すると、大体1校当たり年に何回ぐらい開くのですか。
石澤学校支援・地域連携課主任指導主事	平成30年度につきましては、学校の全体の回数を数えて、平均で約4.2回ですので、4回以上開いているところが多いのではないかと思います。
大場委員	ありがとうございました。ぜひ運営協議会はこれから全校設置へ動いていく訳ですし、回数だけでなく質の問題も含めて、委員の委嘱のところから話がスタートするだろうと思いますけれども、ぜひ実りのある協議会になってほしいと感じます。以上です。
宮内委員	一般民間企業に社外取締役を増やすという傾向が社会的要請としてあるのと同様に、学校の第三者的監査機能、また助言機能が求められます。しかるに、学校運営協議会の社会的認知度というのはまだ高くないと思います。裁判員制度の認知度は大分高くなってきましたが、これにはいろいろな努力があります。それと同じように、私たちもこの重要性、形骸化せずきちんと助言をする、もしくは監視機能を持つということを広報していかなければいけないと思います。メディアの協力も必要。この協議会というのはどういう機能を持っているのかということをご意図的に発信してください。これだけのデータがある訳ですから、そのデータをそのままプレスリリースなりをするやり方もあります。また、いろいろな公的な集まりを通じて、学校運営協議会を通じた地域の人の参画の重要性を訴えかけるというお願いであります。それと、委嘱に当たっては、年齢構成、職業、性別等、できるだけ広い範囲の方になっていただくことを促すよう、指針なりを出していただきたいと思いますと考えております。以上です。

わせてどういう支援が必要だったりとか、あるいは、時にはきっと厳しい意見も含めて子供たちのためにより良い学校にしていこうということだろうなど私は読み取りました。それで、先ほど委員の方が非常にお忙しいとか形骸化しているかもしれないというようなお話がございました。忙しい委員の方々が、例えば運動会、体育祭、学習発表会、音楽祭など、そういう大きな行事には多分いらしているとは思いますが、本当に日常のありのままの子供たちや教職員の姿を見ていただいて、その上でいろいろ議論していただいているのかどうかというのがとても気になっています。大きな行事だけですと、やはり子供たちもすごくパワーが出てきて、いい場面がたくさんで、それはそれで高く評価していただくのはいいですが、やはり普段の姿を見た上で、学校のありようを議論していただけるとありがたいなと思っています。その辺の実情はどうなのでしょう。

石澤指導主事

今、中村委員がおっしゃるように、大きな行事のときには運営協議会の委員さんにまず出ていただいているというのが大半だと思います。あと、学校が保護者だけではなく、地域に向けた地域公開の授業参観というのを開いているところが大半になってきておりますので、そういった際に、より普段に近い子供たちの姿、あるいは先生方の教育活動の姿を見ていただけているのではないかと感じております。

中村委員

今はどこの学校もそうだと思いますが、特別に授業参観日とか公開日ということではなく、いつでもいいですよというスタイルでやって、学校をオープンにしていますよね。ですから、できれば特別な日ではなく、普段を見ていただくとありがたいなと思います。以上です。

もう一つ、ごめんなさい。先ほどお二人が言われたように、やはり学校運営協議会という名前ではなく内容だと思います。ですから、私も名前にこだわるのかな、やはり中身ではないかなということで、お二人の意見に賛同するところがありました。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。それでは次に、小学校給食での米飯の提供の中止について、所管課から御報告いたします。

木村人権健康
教育部担当部
長

人権健康教育部の担当部長の木村です。よろしくお願ひします。6月10日に起きました小学校給食での米飯の提供の中止につきまして、健康教育課長より御報告申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

植村健康教育
課長

健康教育課長の植村でございます。お手元の「小学校給食での米飯の提供の中止について」という資料を御覧ください。まず、「1 提供中止に至った概要」でございます。令和元年6月10日月曜日の給食で提供を予定していた米飯について、米飯製造業者が、米飯を製造終了後、スチーム式コンベア炊飯機を清掃・点検した際に、米を浸すためのお湯の槽の横にネズミ一匹の死骸を発見しました。そのため、当該米飯製造業者が納品する予定であった学校へ米飯の納入を中止しました。ほかの米飯製造業者に代替品の手配について対応しようとしたのですが、在庫量が不足していたため提供できず、米飯の提供ができませんでした。

なお、当該製造業者が6月7日金曜日の業務終了後にスチーム式コンベア炊飯機を清掃・点検した際には、異常はありませんでした。また、炊飯作業開始前に、機械の始動に当たっての点検でも発見されませんでした。

製造業者名は、そこに書いてありますとおり、横浜市総合パン・米飯協同組合

でございます。小学校給食の実施に当たっては、物資の調達を公益財団法人よこはま学校食育財団に委託し、同財団から各物資の業者に発注をしています。横浜市総合パン・米飯協同組合は、この業者の一つでございます。それから、スチーム式コンベア炊飯機というのが出てきましたけれども、これは長さが約10メートル、幅が約2メートル、高さが約2.5メートルの蒸気で炊飯する機械でございます。

次に、「2 提供が出来なかった学校数及び児童数及び口にした児童のいた学校数及び児童数等」でございます。「(1) 6月10日月曜日に提供できなかった学校数(児童数)」でございますが、学校数は、給食実施校全351校のうち、150校、児童数は76,492名でございます。次に、「(2) 口にした児童のいた学校数(児童数)」でございますが、学校数は1校、児童数は70名。内訳はそこに書いてあるとおり、各学年にそれぞれおります。次に、口にしてしまった理由でございますが、当該校には、既に納品されておりました。公益財団法人よこはま学校食育財団から全校にファックスを送るとともに、当該財団と教育委員会から電話連絡をしましたが、学校への連絡が、給食開始の時間間際になってしまったことと、当該学校では、委員会活動等で早めに給食を食べたり、既に配食されていたクラスもあったため、食べ始めていましたというものでございます。健康被害についてですが、健康被害についての報告はございません。

「(3) 回収した米飯の細菌検査結果について」でございますが、検査機関で実施した大腸菌等の細菌検査は、全て陰性でしたというものでございます。

裏面を御覧ください。続きまして、「3 当該米飯製造業者からの米飯が提供できなくなった期間、学校数(児童数)及び代替措置」について御説明します。当該米飯製造業者は、侵入経路、再発防止が明確になるまで米飯の製造・提供は自主的に中止し、その間については、教育委員会及び公益財団法人よこはま学校食育財団において、代替のパン食や、別の米飯製造業者による米飯の提供の手配を行いました。「(1) 中止していた期間」でございますが、事件発生日の令和元年6月10日月曜日から6月18日火曜日の7日間でございます。次に、「(2) 当該米飯製造業者からの米飯提供が予定されていた学校数(児童数)」でございます。学校数は256校、児童数は127,578名でございます。256校のうち、6月10日に米飯を提供できなかった150校を除く106校の内訳は、当日の献立がパンだった88校、代休により提供が不要だった18校となっております。最後の「(3) 代替措置」でございますが、代替のパン食や、別の米飯製造業者による米飯の提供は6月11日火曜日から6月18日の6日間で行いました。

「4 再開について」でございます。「(1) 再開日」は、令和元年6月19日水曜日でございます。提供を中止した米飯製造業者から、横浜市保健所及び公益財団法人よこはま学校食育財団に対し、顛末書及び再開に向けた報告書が提出され、ネズミの侵入経路を特定し、再発防止対策を講じたことが示されました。これを受け、当該財団から横浜市教育委員会に対し、再開に向けた報告書が提出され、教育委員会が侵入経路の特定及び再発防止策が講じられていることの確認を行いました。また、同事業者のスチーム式コンベア炊飯機の再稼働に向け、テスト炊飯した米飯を検査機関が細菌検査をしたし結果、問題のないことが確認できました。以上のことから、6月19日水曜日より当該事業者が製造する米飯の提供を再開しました。

「(2) 再開に当たり、確認した対策」でございます。米飯の提供再開に向け、横浜市総合パン・米飯協同組合の行った対策について、教育委員会及び公益財団法人よこはま学校食育財団が現地を視察し、必要な以下の措置が取られていることを確認しました。「ア 設備の洗浄・消毒、侵入経路の調査と再発防止の対

応がされ、横浜市保健所へ報告書の提出がされていること」、「イ 防鼠対策として、ラットシールド（侵入経路上の扉のすき間を埋める侵入防止器具）の設置、超音波防鼠器及び粘着トラップの増設、赤外線監視カメラが新設がされていること」、「ウ 当該財団職員の立ち合いのもと、テスト炊飯を実施し、稼働状況に問題がないこと」、「エ テスト炊飯での細菌検査の結果に問題がないこと」、「オ 製造作業手順書を改訂し、機械内の異物等の異常の有無といった衛生面の始業前の点検が、よりの確に行えるようになったこと」を確認しました。説明は以上でございます。

木村人権健康
教育部担当部
長

今回77,000人の児童の皆さんが楽しみにしている給食の主食が提供できず、さらには70名の児童が回収すべき米飯を口にしてしまったこと、そして再開までの間、代替のパン等の提供で御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。よこはま学校食育財団、製造業者への指導監督を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等がございますか。

中村委員

私も新聞で拝見して大変驚きました。質問を2点お願いします。1点目は、食べてしまった児童や保護者へのフォローをその後どのように行ったのかということです。

2点目は、まるで御飯の中にネズミがいたかのような表現の新聞がありましたが、それは横浜市としての情報提供の在り方が良くなかったのか、その辺がどうして炊飯機の中にネズミがいたというような表現になってしまったのか。横だったからいいというわけではありませんけれども、中にいたというのは非常に衝撃が大きかったので、その辺のそごが生じたのはどうしてでしょうか。2点質問です。

植村健康教育
課長

健康教育課長の植村でございます。最初の御質問の食べてしまった児童、保護者へのフォローでございますが、当該校から保護者には電話連絡し、状況を説明し、健康観察等のお願いをしました。あと、お手紙も出させていただいています。もう一つの御飯の中にネズミがいるような報道になっていて、その辺は横浜市のプレスに対する表現が良くなかったのではないかと御質問でございますが、確かにスチーム式コンベア炊飯機というのは、今御説明したとおり、かなり大きいものでございまして、その機械の内部にいたことは事実でございますが、御飯と直接接触するような場所に死骸はありませんでした。それは説明して、ちゃんと記事にはしていただけたかとは思っていますが、見出しがショッキングだった紙面もございましたので、そういった印象を持たれてしまったのは、もしかしたら我々の伝え方が悪かったのではないかと感じております。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見はございますか。

宮内委員

8万人分の御飯はもう既に炊いてあったのですか。それとも炊く前に見つかったのですか。

植村健康教育
課長

もう炊いてありました。

宮内委員	それで、その炊いた御飯はどうしたのですか。
植村健康教育課長	廃棄となりました。
宮内委員	<p>私は教育委員会関係のこういった事故というのを単なるスキャンダルとして扱うのはもったいないと思っています。ネズミを殺す殺鼠剤が御飯に入っているとか、健康被害を与えるものだったら大問題なのですが、これは教育の絶好の機会ではないかと私は考えます。熱をかけたら、ネズミがもし入っていたとしても健康被害はないわけです。それから、道徳的にもその程度のことで食べ物を無駄にするということはいかなるものかということを見習うのが考える絶好の機会かなと考えます。食品ロスをどうやってなくそうかということが世界的な課題であります。昨日は世界難民の日、難民のことをいろいろと考えなければいけない日です。企業は当然企業イメージの悪化を恐れて中止することは当然やろうとするわけですが、行政としても風評を恐れて出荷停止等々をするのはごく通常のアクションだと思います。しかし、教育に携わる私たち教育委員会としては、道徳の観点、またSDGsの切り口、STEAM教育、サイエンティフィックに考えなければいけない。この様な切り口から、子供たちが物事を考える絶好の機会だと思います。ですから、この背景が正しいか正しくないか、また食べてしまった人に申し訳ないというだけではなく、その学校としては大変な話題になっているはずなので、それを教育の機会として有効利用するというぐらいの視点が必要だと思います。ネズミが入っていたからといって、きゃあきゃあ騒ぐのは、当然なことでもあります。しかし、教育者には違う切り口が必要だと考えております。</p>
鯉淵教育長	御意見としてお聞きするというのでしょうか。何か答えますか。
植村健康教育課長	<p>確かに今回起きたことに対して廃棄という形で、まだその時点では回収したお米の検査もまだ終わっていませんでしたので、それをどこかに回すという考えはありませんでした。それから、教育の視点から道徳やSDGs、サイエンスの視点からというお言葉で、そういう視点を我々は確かに持っていませんでした。今後何かあったときには、それを提供するという事は、多分我々は今後もしないと思いますが、いろいろな角度からその事象について物事を考えて捉えていきたいと思っています。</p>
宮内委員	<p>提供しろということをお願いしているわけではありませんが、これは絶好の教育の機会であります。私たちが考えなければいけないことはいっぱいあります。こういう身近なところにネズミがいて、食べようと思ったところに入る可能性がある。それを入らないようにするうんぬんというシステムを考える機会にもなることは当然であります。ですが、やたらに危険だと騒ぐことがいいとは思っておりません。できるだけどういう影響があるのかなんかということ冷静に議論するきっかけにしろということをお願いしているわけでありまして。</p>
森委員	<p>昔の給食ではパンでしたが、今はお米になってきていて、お米を食べることによって、どのように社会や農業が変わっていったか、それによって何が支えられているのかを知ることはすごく大事なことであり、私もそれを続けていくのは大事だと思っています。ですから、こういったことが起きたときに、どうやったらよ</p>

り危険でなくなるかということ、視野が狭くなるのではなくて、ちゃんと行うべき対策をしっかりと取って、子供たちにとっての安全が脅かされないということ、をまず確保した上で、お米を食べることについてはしっかりと今後も続けるという発想で、なぜお米を食べているのかということ、を考えるというのは、今、宮内委員が言ったようなSDGs的な観点からという意味ではすごく大事だろうと思っています。

ただ、原因が分からないときに口にすることに対する不安はあると思うので、そこについて私も2つ質問があります。ネズミの侵入経路を特定したということで、それが扉のすき間だったとこの書類を見て理解したのですが、その扉にすき間があるという状況はよかったのかどうか。それは開いてしまっていたのか、もともと開いているものだったのか。ここが理解できなかったのも、今後の対策としてなされたということですが、起きたから対策を後からするというのでは、またいつ起きるか分からないと思うので、そもそもその本当の原因が何だったのかということがもし分かっていたら、お示しいただきたいと思いました。

あと、先ほど食べてしまった児童への連絡はということでしたが、食べなかったけれどもパンに変わっていた学校はたくさんあったと思います。その学校に対しても、恐らく学校の皆さんからのお手紙で何度か連絡などもされているかと思いますが、そのタイミングというのはどのぐらいのタイミングだったのでしょうか。というのも、まずは報道で知って、その後、うちの子供の通っている学校もそういえばパンだったと後から知るという状況が、当然事実確認をして、文書を作って、刷って、配布してという、時間がかかるのは分かっていますが、でも、どうやったらそのタイムラグを狭めて、安心して子供が学校へ通えるようにするかというのはとても大事だろうと思っています。今は働き方改革もあって、保護者とのやり取りをなるべく紙ではなくて、迅速にするという観点でもなるべく早く電子媒体などで保護者に伝えていく、何かあったときに安心できる情報をしっかりと届けていくということ、その面でもより早く進めていただけたらということも思いました。質問は2点です。侵入経路のことと、あと、食べなかったけれども変わっていた方々への連絡ということです。お願いします。

植村健康教育
課長

質問の1つ目、侵入経路のドアの扉のすき間のことでございます。扉は3カ所ありまして、多分もともとはそんなに開いていませんでしたが、1センチから2センチ開いていたということです。開閉をしていくたびにずれが生じたのか、その辺は私も詳しくは聞いておりませんが、そこにラットシールドを張って、防いだということでございます。

もう一つのパンに変わるなど、献立の変更があったところについては、何日分か先まで決まった分をすぐに紙でお知らせしました。学校に文書を送って、それを刷ってもらってお渡しする形にさせていただいて、お伝えしました。献立がこう変わりますと決まった分までの日程をその都度伝えさせていただきました。電子媒体については、まだうちから直接何かを送るということはしておりません。メールなどを使っていらっしゃる学校もありますが、それが全校というわけではございません。

森委員

ありがとうございます。では、1つ目については、徐々にずれが生じていたということだとするならば、実はラットシールドが多分大事な対策だったということのももちろんそうだと思いますが、開いてしまっていたけれども、自分たちでそれに気付くことができなかったということや、そこにしっかりと開いていることを指摘することができない体制だったということが、もしかしたら真の要因だった

のかもしれないということを、今の御説明を聞きながら思いました。自浄作用が効かない場合は他者から指摘されてでもいいですが、自分たちでそこに気付けるような仕組みをどうやって入れていくかを考えられているほうが、次にまた同じようなことが、御飯ではないパターンで起きないことにつながるのではないかと思います。もしそれが実際に行われているということでしたら、教えてください。それがすごく大事なことだと思うからです。

あとは食べなかった児童への説明ということで、資料をお送りして学校から配布していただいたということだと思いますが、今はホームページなども各学校にあると思いますので、何か不安なことがあったときにはホームページを見てくださいと案内するなり、ホームページでも情報公開をすれば、今はすぐにネットで検索して見られる時代ですので、保護者用のページを作ったり、今の保護者への連絡の電子化が全校には広がっているタイミングではないことはもちろん分かっていますが、ほかの手段で伝える方法は幾らでもあると思いますので、さらに工夫がされると良いなと思いました。

植村健康教育
課長

1つ目の業者さんのそういった気付きや指摘などの体制ですが、この業者さんもそうですけれども、駆除業者さんには定期的に入ってもらって確認はしています。ネズミが工場内に生息していないことも確認していたことをまず伝えさせていただくのと同時に、今後は他の業者さんもありますので、どのようにそういった注意喚起をしていくかということに関しては考えてまいりたいと思っております。

それから、ホームページの活用については、こちらもまた考えてまいりたいと思っております。

中村委員

先ほどの話に戻って申し訳ないのですが、委員会としては電話をしたり、手紙を出したりという指示だと思います。例えば、このように4年生で1人だけ食べてしまうというような場合に、からかいの対象にならないといいなというのがすごく気になっています。多分、学校のほうで対応してくださっているとは思いますが、そういうことにも配慮していただけるとありがたいなと思います。

それからもう一つ、今、ホームページの対応のお話がありましたが、学校の現実を考えたときに、人もいない中で、ましてこういう事件があつてんやわんやしているときに、それをすぐにホームページにアップするのはなかなか難しい学校の現状がありますので、そのあたりも含めて、どうやったら早く保護者の方に伝わるのか。おなかをすかせて帰る子もいたわけですから、そういう意味でどういう方法がいいのかということを検討していただけたらと思います。以上です。

大場委員

いろいろなお話が出たので、非常にさ末な、私の個人的な部分の話で、半分は娘から聞いた話ですが、たまたまこの日、うちの孫が学校から帰ってきて、「腹減った。今日は飯がなかった。何かくれ。」という話が出たそうです。そうしたらその日、校長名かどうかはわかりませんが、学校側から保護者向けにメモが出ました。ネズミという表現まではなかったけれども、翌日の新聞を見れば事態は分かったことなので、迅速に伝達をしてくれていたということは感謝をしたいと思えます。

製造業者が256校を請け負っているわけですね。あつてほしくはないけれども、いずれまた万が一、何かアクシデントがあったときに代替機能が使えるという意味では、300何校のうちの256校という学校数を請け負うことについて、システマ的な仕組みの問題も少し考えておいたほうがいいのではないかと思います。

100%注意をしても、なかなかこういう問題は時として出てしまうこともありますし、それに向けて迅速に代替機能で対応できるような仕組みを考えておくこともぜひお願いしたいと思います。

それから、冒頭に中村委員が言われましたが、やはり新聞社の皆さんには適切な報道をぜひ心がけていただきたいということを私は強く思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。それでは次に、議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。5月7日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号7の要望書について、審査を行います。事務局から御説明いたします。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。受理番号7番の回答につきまして、所管の小中学校企画課長より説明させていただきます。

石川小中学校
企画課長

小中学校企画課長の石川でございます。受理番号7の要望書について、考え方を説明させていただきます。

要望項目(1)の中段、同じく(2)の前段、(3)、(6)、(10)についてでございます。市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において適正・公正に採択を行っております。

なお、令和元年度横浜市教科書採択の基本方針は、横浜教育ビジョン2030や、横浜市立学校カリキュラムマネジメント要領等に基づき策定しました。

続いて、要望項目(7)の中段及び後段についてでございます。これまでの教科書採択においても、議論の中で各委員が教科書を採択する上で大事にしている観点や考え方を発言しておりますが、引き続き市民の皆様に分かりやすい議論となるよう工夫してまいります。教育委員会会議の採決の方法は、横浜市教育委員会会議規則において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択についても、公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度教育委員会で決定しております。

それ以外の部分につきましては、教育長委任または専決で回答いたします。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。特に御意見等がなければ、受理番号7の要望書につきましては事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。以上で請願等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第10号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第10号議案は、非公開といたします。
議事日程に従い、教委第9号議案「横浜市立図書館規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

田雑中央図書館長

それでは、御説明を申し上げます。中央図書館長の田雑でございます。お手元の資料の中の一番後ろに付いております「横浜市立図書館規則の一部改正について」という資料を御覧ください。

趣旨でございますが、法律が一部変わり、文言が変わったことによりまして、それを法律の文言に合わせるといふ改正でございます。

趣旨のところを読み上げさせていただきます。工業標準化法の一部改正に伴いまして、横浜市立図書館規則の別表の中にあります「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるといふものでございます。

2の改正箇所の表を御覧ください。現行は「工業標準化法」となっておりますのが、改正後は「産業標準化法」といふ法に変わります。現行は「日本工業規格」となっておりますものが、新しい法の中では「日本産業規格」といふこととなりますので、私どもの規則にある該当文言を変えるといふものでございます。

どこにあるかと申しますと、3番の表を御覧いただきますと、複写の部分の手数を定めるところに「日本工業規格（以下「規格」といふ。）A列3番までの大きさの用紙を用いた複写」といふところに使われておりますので、それを「日本産業規格」に書き換えるものでございます。

施行予定日は、法律の一部改正の施行日と合わせまして、7月1日を予定しております。

その前についております資料は、それを正規の様式にのっとして書いたものでございますので、内容は一緒でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。
特に御意見等がなければ、教委第9号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

齊藤総務課長

5月29日に個人の方1名から、横浜市の教育の基本方針安全について、予算、教科書採択等に関する請願書が、6月4日に1団体から、横浜市の中学校夜間学級の教育条件の抜本的改善及び来年度の予算充実を求める要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしく願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、7月8日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、7月22日月曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、7月8日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、7月22日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第10号議案 「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時27分]